

三重県森林審議会の法的根拠について

森林・林業経営課

1 森林法（抜粋）

（設置及び所掌事務）

第68条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

- 2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。
- 3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

（組織）

第70条 都道府県森林審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、第68条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、非常勤とする。

（会長）

第71条 都道府県森林審議会の会長は、前条第1項の委員が互選した者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の委員が互選した者がその職務を代行する。

（政令への委任）

第73条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

※第69条及び第72条は、削除。

2 森林法施行令（抜粋）

（都道府県森林審議会の部会）

第7条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員の所属部会は、会長が定める。
- 4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって総会の決議とすることができる。

3 三重県森林審議会部会設置規則(昭和50年1月14日三重県規則第1号)

第1条 森林法施行令第7条の規定に基づき、三重県森林審議会に保全部会を置く。

第2条 森林保全部会に所属する委員の数は、若干名とする。

第3条 森林保全部会は、森林の保全に関する事項を審議する。

4 附属機関等の設置・運営等に関する基本的な取扱いについて(抜粋)

(3) 委員の選任

② 男女構成

三重県男女共同参画基本計画に基づき、県の政策若しくは方針の決定過程における男女共同参画を推進するため、男女の委員構成については、男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱に定めるところにより適正に実施すること。

④ 長期就任

長期就任の弊害を回避するため、同一の附属機関における就任期間は、原則として8年間までとすること。

5 男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱(抜粋)

(目標)

第3条 各附属機関(3人以下の委員で構成される附属機関を除く。以下この項及び第5条、第6条において同じ。)の委員構成において、男女のいずれか一方の数が委員総数の十分の四未満とならない構成をめざすものとし、2015年4月1日(調査時点)までに、こうした附属機関の数が、全附属機関数の66.7%(2003年6月1日調査時点33.3%の2倍)を超えることを目標とする。